

# UBS MSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンド

愛称:みらいゲート・先進国

追加型投信/内外/株式/インデックス型

## 3月9日の基準価額の下落について

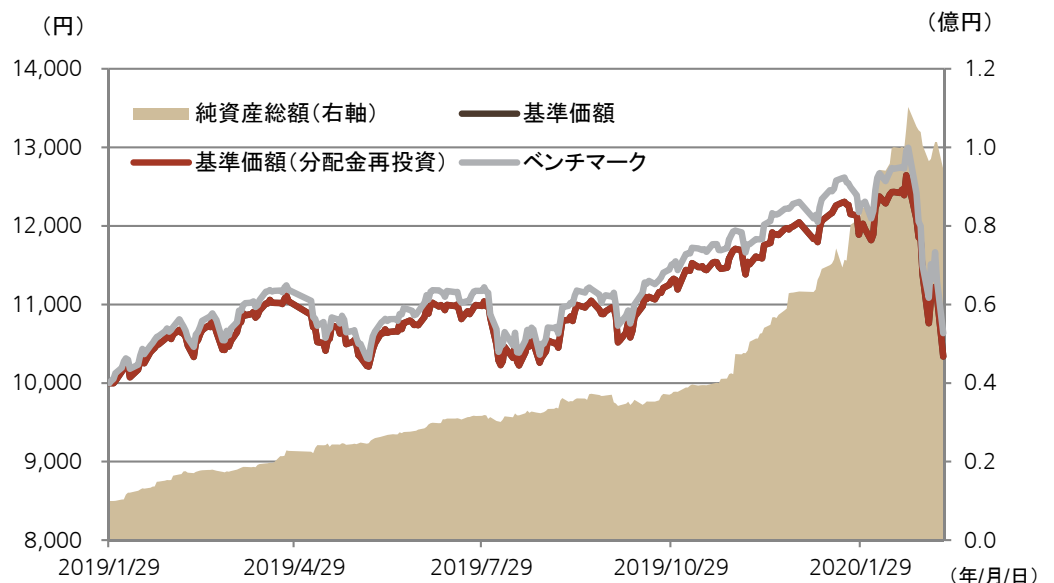
3月6日の世界の株式市場は、ニューヨークなどの大都市で新型コロナウイルスの感染が広がっているほか、サンフランシスコ沖に停泊する大型クルーズ船での集団感染の可能性も警戒される中、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への長期的な影響が懸念され、リスク回避の動きが強まった結果、MSCIワールド(米ドルベース)は約2.0%の下落となりました。

為替市場では、週末に感染拡大が世界全体で確認され、原油安など中東の地政学リスクも意識される中、円は米ドルに対して上昇しました。日米金利差の縮小の思惑が進んだことも円買い材料となったと見られています。

結局、市場の下落と円高の進行から、3月9日の基準価額は10,340円と、前営業日比約6.9%下落しました。

新型コロナウイルス問題は、引き続き不透明な状況であり、感染者数の増加ペースが鈍化するタイミングが注目されます。一方で、3月3日に米国で緊急利下げが実施されるなど、市場では世界的な金融緩和や、財政政策などの政策対応への期待が高まっています。

### ■基準価額(分配金再投資)の推移(2019年1月29日～2020年3月9日)



- ※ ベンチマークは、基準日前日のMSCI ワールド SRI5%イシューアークキャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)を指数化したものです。設定日当日を10,000として指数化しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
- ※ 当ファンドはベンチマークと異なる基準で評価している為、基準価額の変動率はベンチマークと乖離することがあります。

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■ 株式の価格変動リスク

#### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

### ■ 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

### ■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

### ■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

### ■ 為替変動リスク

外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

### ■ 当該インデックスからの乖離に関する主な留意点

主に以下の理由からインデックスの変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

- ・ 指定上場投資信託は、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該インデックスの構成銘柄のすべてをインデックスの算出方法どおりに組入れないこと
- ・ 当ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
- ・ 当ファンドおよび指定上場投資信託では信託報酬等の管理費用、売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・ 当該インデックスの構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

### ■ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ■ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

## インデックス掲載に際してのご留意事項

※ UBS MSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンドおよびMSCI ワールド SRI 5% イシューアード・キャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に関して、MSCIはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用が掛かります。

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用							
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に <b>年率0.2145%(税抜0.195%)</b> を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社*</th> <th>販売会社*</th> <th>受託会社*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020%</td> <td>0.150%</td> <td>0.025%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社*	販売会社*	受託会社*	0.020%	0.150%	0.025%
		委託会社*	販売会社*	受託会社*					
		0.020%	0.150%	0.025%					
	投資対象とする 投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.25%程度 (委託会社が試算した概算値)							
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.4645%程度</b>							
		<p>※ 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率            ※ 当ファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。</p> <p>※ 運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>&lt; 役務の内容 &gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>* 委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>* 販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>* 受託会社</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	* 委託会社	委託した資金の運用の対価	* 販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	* 受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	
	* 委託会社	委託した資金の運用の対価							
	* 販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価							
	* 受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価							
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </tbody> </table>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等				
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用								
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等								
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </tbody> </table>	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用				
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料								
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用								
	※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。								

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの特色

■主として上場投資信託(UBS ETF(LU) MSCI ワールド・ソーシヤリー・レスポンシブルUCITS ETF)への投資を通じて、MSCI ワールド SRI 5% イシューアークャップド・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)に概ね連動する投資効果を目指します。

■主要投資対象である上場投資信託の運用はUBSアセット・マネジメント・グループが行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

## お申込みメモ

購入・換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	無期限(2019年1月29日設定)
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後(2020年1月29日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年9月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(毎年9月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。 (再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会			
受託会社	野村信託銀行株式会社			
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド			
販売会社				
商号等		加入協会		
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
				一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行	金融商品取引業者 関東財務局長(登金)第5号	○		○

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成されたお客様向け資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。  
© UBS 2020. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。